

# 使用済小型家電の

## 回収・リサイクルを行います



小型家電にはレアメタルなどの有用な貴金属が含まれていますが、鉄やアルミを除き、資源として再利用されている量は多くありません。そこで、京極町ではご家庭の使用済みとなった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の回収・リサイクルを 5月30日に限り 実施いたします（5月31日以降は通常通り不燃ごみ等で排出してください）。

ごみを減らし、資源として再利用していくためにもご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ○回収方法

- ・回収場所 京極町役場
- ・回収日時 平成30年5月30日 午前9時～午後4時まで
- ・回収方法 住民福祉課窓口で手渡し
- ・費用 無料
- ・回収できるもの 規格が50cm×50cm×50cm以内のもの  
重さが10kg以内のもの(一人で持ち込める程度)  
裏面の小型家電回収品目に該当するもの
- ・注意事項 個人情報が含まれるものは、個人情報を消去してからの回収となります  
一度回収したものは返却できません  
電球や電池・液晶モニタ・電気毛布等の布製の小型家電・  
スピーカー等の木製の小型家電は対象外となります

～裏面に続く～

# 小型家電回収品目一覧

電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具。携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具。ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（家電リサイクル法に掲げられたテレビジョン受信機を除く。）。デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具。デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具。PC。磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置。プリンターその他の印刷装置。電子書籍端末。電動ミシン。電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具。電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具。ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具。電動式吸入器その他の医療用電気機械器具。フィルムカメラ。ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（家電リサイクル法に掲げられた電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。）。扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（家電リサイクル法に掲げられたユニット型エアコンディショナーを除く。）。電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（家電リサイクル法に掲げられた電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。）。電気ストーブその他の保温用電気機械器具。ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具。電気マッサージ器。園芸用電気機械器具。蛍光灯器具その他の電気照明器具（蛍光管、電球を除く。）。電子時計及び電気時計。電子楽器及び電気楽器。ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具。上記小型家電の付属品（AC アダプター、ケーブル等）

## 対象製品例



携帯電話・PHS



ビデオカメラ



デジタルカメラ



電子辞書



電気アイロン



AC アダプタ



卓上計算機



IC レコーダ



ヘアドライヤー



電気かみそり



電話機



携帯音楽プレーヤ



ラジオ



携帯用ゲーム機器



電子体温計



CD・MD プレーヤ



カーナビ



パソコン



携帯電話

※パソコンと電話端末は内部データの取り扱いに注意してください。

※今回回収された小型家電から抽出された金属は東京オリンピックの際のメダルにリサイクルされます。

京極町役場住民福祉課  
平成 30 年 5 月 9 日